

○北信保健衛生施設組合職員自家用車の公務使用取扱規程

(平成 25 年 1 月 30 日 訓令第 1 号)

改正 令和 7 年 12 月 22 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公務の機能的執行を図るため職員が自家用車を公務に使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(公務使用の承認)

第 2 条 自家用車を公務に使用しようとする職員は、あらかじめ公務使用自家用車承認申請書（別記様式）を組合長に提出し、承認を受けなければならない。申請事項に変更があったときも同様とする。

(承認の基準)

第 3 条 組合長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り承認することができる。

- (1) 巡回業務又は用務先が多いとき。
- (2) 通常利用できる交通機関の運行密度が極めて低いとき。
- (3) 公用車の使用ができないとき。
- (4) その他特に必要と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、組合長は次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

- (1) 職員が運転免許を取得してから 2 年を経過していないとき。
- (2) 職員の運転経験が浅く、技術が未熟であると認めるとき。
- (3) 職員が交通法規に違反して、罰金刑を受けてから 1 年を経過していないとき。
- (4) 自家用車について、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に規定する自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）の契約のほかに、対人賠償無制限、搭乗者賠償 500 万円以上及び対物賠償 500 万円以上の自動車保険又は自動車共済（以下「任意保険」という。）の契約を締結していないとき。
- (5) 自家用車の整備点検等が道路交通に関する法令に定める基準を満たしていないとき。

(自家用車の使用)

第 4 条 職員は、第 2 条の規定により承認を受けた自家用車を公務に使用するときは、

北信保健衛生施設組合車両管理規程（昭和 57 年訓令第 3 号）の例によるものとする。

（運行区域）

第 5 条 職員が公務のために自家用車を運行できる区域は、原則として組合管内とする。

（旅費）

第 6 条 職員が公務のために自家用車を使用したときは、当該職員に北信保健衛生施設組合職員の旅費に関する条例（昭和 57 年条例第 11 号）において例によることとされる中野市職員の旅費に関する条例（平成 17 年中野市条例第 56 号）第 13 条に規定する車賃を支給し、借上料その他の経費は、一切支給しないものとする。

（損害賠償責任等）

第 7 条 職員が公務のために使用した自家用車（以下「公務使用車」という。）が交通事故を起こした場合における損害賠償等については、次によるものとする。

(1) 第三者に損害を与えたとき 当該第三者に対する損害賠償は、公用車の取扱いの例による。この場合において組合は、当該自家用車に係る自賠責保険及び任意保険の保険金の請求権を代位取得するものとする。

(2) 公務使用車がき損したとき その修繕に要する経費相当額は、組合が負担する。

2 公務使用車が、交通事故以外で第三者の責めによる損害を受け、当該損害の賠償を受けることができないことを立証したときにおいては、前項第 2 号の規定の例による。

3 前 2 項の組合において、当該職員に故意又は重大な過失があるときは、組合は当該職員に対して求償することができる。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。